

「堺市ふるさと応援寄附金」返礼品協力事業者公募要領 3(10)地場産品基準の例

- 1 堺市内において生産されたものであること。
- 2 堺市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3 堺市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- 4 返礼品等を提供する堺市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- 5 堺市の広報の目的で生産された堺市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から堺市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものと合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- 7 堺市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が堺市に相当程度関連性のあるものであること。